

(17) はなっこりー

区分	省令技術名	認定基準		[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:2~4t/10a) ② 緑肥作物利用技術 ※ 土壌診断に基づくもの	/		/
化学肥料低減技術	① 局所施肥技術(植え溝施肥等) ② 肥効調節型肥料施用技術 ③ 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量		
		年内どり 21.0kg/10a以下 長期どり 40.0kg/10a以下	年内どり 30.0kg/10a 長期どり 57.1kg/10a	
化学農薬低減技術	① 機械除草技術 ② 生物農薬利用技術 ③ 対抗植物利用技術 (葉だいこん・えん麦) ④ 天然物質由来農薬利用技術 ⑤ 光利用技術 ⑥ 被覆栽培技術(トンネル資材等) ⑦ フェロモン剤利用技術 (ヨトウムシ、コナガ等) ⑧ マルチ栽培技術	化学農薬使用回数(成分数)		
		年内どり 9回以下 長期どり 12回以下	年内どり 12回 長期どり 16回	